

平生町

新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和6年（2024年）3月

平生町教育委員会

目 次

はじめに	… 1
本方針策定の趣旨等	
1 学校部活動をめぐる国や本町の動き	… 1
2 本町の公立中学校の部活動を取り巻く状況	… 2
3 今後のめざす姿	… 3
4 期待される効果	… 3
5 本町における学校部活動の地域移行に向けた方向性	… 3
I 新たな地域クラブ活動	
1 新たな地域クラブ活動の在り方	… 4
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	… 5
(1) 参加者	… 5
(2) 運営団体・実施主体	… 5
(3) 指導者	… 6
(4) 活動内容	… 8
(5) 適切な休養日等の設定	… 8
(6) 活動場所	… 9
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	… 10
(8) 保険の加入	… 10
3 学校との連携等	… 10
II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	… 11
(1) 休日の活動の在り方等の検討	… 11
(2) 検討体制の整備	… 11
(3) 段階的な体制の整備	… 12
2 町における総合的・計画的な取組	… 12
III 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	… 14
2 大会等への参加の引率について	… 14

はじめに

- 学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、教員の長時間勤務の課題に加えて、少子化が進展する中で存続が厳しい状況の種目が増加しており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっている。
- こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁では、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示した。また、県では、県や市町、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があるとし、2023（令和5）年10月に「山口県 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定した。
- こうした学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えるため、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び文化クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）を新たに整備するための取組の方向性や留意点等を示した「平生町 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定することとした。

本方針の策定趣旨等

1 学校部活動をめぐる国や本町の動き

国において、2018（平成30）年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、2019（平成31・令和元）年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。2020（令和2）年に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、2023（令和5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされた。

また、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

山口県においても国の動きに沿った対応が進められる中、本町においては、2019（平成31）年3月に「平生町立学校に係る部活動の方針」を策定（2023（令和5）年3月に改訂）するなど、生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができ

るよう、学校部活動の在り方の抜本的な改革を進めてきた。

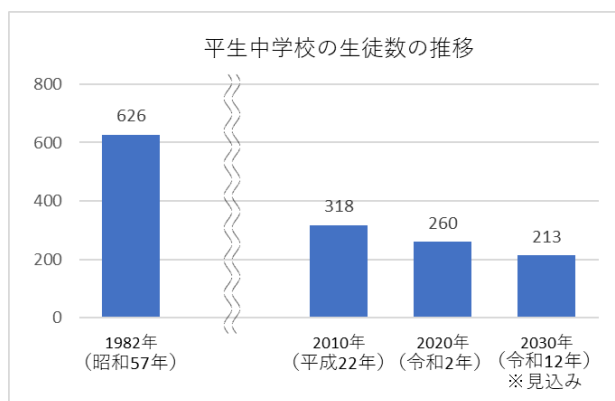
さらに、2021（令和3）年5月には、関係団体や部活動指導員等からなる「平生町地域部活動検討委員会」を立ち上げ、国が示す公立中学校の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、本町の中学生にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた検討を進めてきたところである。

2 本町の公立中学校の部活動を取り巻く状況

(1) 本町の中学生数の推移と部活動種目の推移

本町においても、少子化の影響は大きく、平生中学校の生徒数は、1982（昭和57）年の626人をピークに、2010（平成22）年には318人に半減し、2020（令和2）年は260人まで減少している。さらに、2030（令和12）年を超えると200人を割り込むことが考えられ、今後も少子化による生徒数の減少が予想される（図1）。

(図1) 平生町教育委員会調査



部活動の種目にあっては、2023（令和5）年度には、運動部8種目（軟式野球、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール（女子）、卓球、陸上、剣道、柔道（臨時部））、文化部3種目（吹奏楽部、総合文化部、家庭科部）が活動している。かつては、バレーボール（男子）部、サッカー部があったが、それぞれ1994（平成6）年度、2004（平成16）年度に廃部となり、生徒の部活動種目の選択肢が少なくなっており、加えて団体競技等においては、平生中学校単位の充実した部活動の維持が困難になってきている状況もある。

その一方で、本町では、令和元年度より地域の指導者を部活動指導員として配置しており、種目によっては部活動指導員の単独指導に移行するなど、地域人材を活用した運営体制の構築を図っている。しかしながら、部活動指導員の継続的な配置が難しい種目もあり、持続可能な部活動環境とするには、より一層の工夫が求められる。

(2) 児童生徒のニーズの多様化

2022（令和4）年に7月に、町内の小学校5、6年生児童（181人）と中学校生徒（230人）およびその保護者（295人）を対象としたアンケートを実施した。

その結果、児童生徒は、現在中学校にある部活動だけでなく、バドミントンやサッカー、書道など、多様なスポーツ・文化芸術活動に取り組みたいと考えていることが分かった（図2）。しかし、現状の学校部活動は前述のような状況にあり、生徒は

(図2) 中学校部活動に関するアンケート
部活動種目以外にやってみよう種目

順位	スポーツ		文化芸術	
	児童	生徒	児童	生徒
1	水泳	バドミントン	美術	書道
2	バドミントン	サッカー	書道	—
3	サッカー	バレーボール	生物	—
その他	弓道、スケートボード、硬式野球など	硬式野球、硬式テニス、フェンシングなど	ピアノ、伝統文化、将棋など	—

こうした多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境であるとは言えない。

このように、学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

3 今後のめざす姿

学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動に代わり、地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することをめざす。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える。

4 期待される効果

(1) 生徒への効果

- 少子化のため、存続が厳しくなった活動の継続。(持続可能性)
- 校内の生徒のみならず、広域の生徒や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与。(リレーションシップ)
- 学校の教育活動にない幅広い種目や分野の経験を通じた生徒の多様な体験機会を確保。(多様な経験)
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境の整備と、生徒の「体験の格差」の解消。(公平性)

(2) 地域社会への効果

- 多世代の交流・活動を通じた新たなコミュニティの創造。(地域活性化)
- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築による絆の強い地域づくり。(地域づくり)
- 地域で育った生徒が、将来的に地域の指導者として活躍する等の好循環。(地域貢献)

5 本町における休日の学校部活動の地域移行に向けた方向性

- 2023(令和5)年度から2025(令和7)年度までの3年間で改革推進期間とし、休日の学校部活動の地域移行に取り組む。
 - ・ まずは、部活動指導員を適切に配置し、休日の部活動指導員の単独指導を推進することで、学校部活動の地域連携に取り組む。
 - ・ 同時に、地域移行後の体制として、地域クラブ活動を統括する運営団体および個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体の整備に取り組み、できる部活動種

目から段階的に休日の活動を地域クラブ活動へと移行する。

- ・ ただし、平日を含めて一体的に地域クラブ活動へと移行できる部活動種目については、この限りではない。
- 地域移行の進捗状況及び国や県の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期に、町方針の見直しを行う。

I 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

（スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」P13）

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 町は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることをめざし、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、「地域クラブ活動」を行う環境を整備する。

イ 新たな地域クラブ活動は、各地域クラブ活動を統括する運営団体^{※1} および個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体^{※2}において進める。町は、この運営団体・実施主体を整備・充実させることで、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等を推進する。さらに、将来的には生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動の整備に当たっては、町内のスポーツ団体、文化芸術団体の充実が図られ、生徒だけではなく多世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されるこ

※1 運営団体・・・各地域クラブ活動を統括する団体のこと

※2 実施主体・・・個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブ等のこと

と、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

《地域クラブ活動の要件》

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは異なる活動である。特に、町からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、以下の要件の下での活動とする。なお、活動する地域については、本町の実情を踏まえ、町内に限らない。

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動であること
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- 適切な活動時間や休養日等を設定していること

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

本方針では、地域クラブ活動への参加を希望する全ての生徒を想定する。なお、将来的には、生徒のみならず希望する全ての地域住民が参加することを想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、平生町スポーツ協会、平生町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブである平生ゆうゆうクラブをはじめとした町内のすべてのスポーツ団体と、中学校の保護者の会や、平生町文化協会、平生町音楽協会およびそれらの加盟団体など多様なものを想定する。

イ 町は、地域クラブ活動のうちスポーツ活動を担う運営団体・実施主体等に対して『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を周知・徹底する。また、当該の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコ

ード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うよう努める。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 町は、平生町地域部活動検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において、定期的な情報共有・連絡調整を行い、関係者が緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。また、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

（３）指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組む。また、運営団体・実施主体は、町と連携し、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 町および運営団体・実施主体は、指導者の指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の向上に努めるのみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

ウ 指導者および運営団体・実施主体は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

エ 運営団体・実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。また、町が相談を受け付け、運営団体・実施主体と連携しながら対応する仕組みも構築する。

【地域文化クラブ活動】

ア 町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、運営団体・実施主体は、町と連携し、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 運営団体・実施主体は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 指導者に前述のような行為が見られた場合への公平・公正な対処については、地域スポーツ活動と同様、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、町が相談を受け付け、運営団体・実施主体と連携しながら対応する仕組みを検討する。さらには、著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『『学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】』2023（令和5）年2月山口県教育委員会』及び『『平生町立学校に係る部活動の方針【改訂版】』2023（令和5）年3月平生町教育委員会』（以下、「学校部活動の方針等」という。）』に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。町は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、「学校部活動の方針等」に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭、スポーツ医・科学の専門家等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体や文化芸術団体等、または、学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、指導を行う。

エ 町は、地域クラブ活動の指導者、またそれを希望する関係者に対し、望ましい活動の在り方及び中学生の発達特性を考慮した望ましい指導の在り方、活動の運営等に関する研修等を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、兼職兼業の許可を得て地域での指導を望む教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポー

ツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 町は、スポーツ・文化芸術団体等の協力や県人材バンクの活用などを進め、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

ウ 町および運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

エ 町および運営団体・実施主体は、生徒が安全に安心して活動できるよう、地域住民や保護者の協力を得て、技術指導のみならず、地域クラブ活動を見守り、安全確保を行う指導者の配置に努める。

④ 教職員の兼職兼業

ア 教職員が勤務時間外に実費弁済の範囲を超えた報酬を得て地域クラブ活動に従事することを希望する場合、教職員の服務監督を行う教育委員会は、従事形態等について教職員の公務に対する信頼が確保されていることや教職員の健康及び福祉の確保が図られていること、学校業務の遂行に支障が出ないこと等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

イ 運営団体は、教職員を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、当該教職員が任用されている教育委員会の規定等により、服務監督を行う教育委員会及び運営団体が連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保するように努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、町内の他世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるよ

うに努める。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「学校部活動の方針等」に準じ、以下の活動時間を遵守し、休養日を設定する。なお、運営団体・実施主体のありようによっては、週当たりの総活動時間は変えずに、休養日や活動時間を変更することもありえる。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校関係者が連携し、調整を図る。

【休養日】

- 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、実施主体共通の休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、中学校や小学校の施設も活用する。

イ 町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進するよう努める。

ウ 町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

エ 町および学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、検討委員会を通じて、必要に応じて前記イ、ウを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

オ 前記アからエまでについて、県や市町の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（2020（令和2）年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（2021（令和3）年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。特に、学校部活動と地域クラブ活動の連携に鑑み、現在の学校部活動運営の考え方を地域クラブ活動に取り入れるなど、様々な視点から検討する。

イ 町は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も検討する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（8）保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、スポーツ安全保険への加入を促す。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、検討委員会やその他運営団体・実施主体と学校との情報交換の場の設定等により、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員等の知見も活用する。

ウ 町は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、地域クラブ活動のみならず、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

II 学校部活動の地域連携から地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組む。例えば、部活動指導員の所属する団体が実施主体となり、休日・平日を一体的に指導できる場合など、種目によっては、平日も含めて地域クラブ活動へ移行できるところもある。

(2) 検討体制の整備

ア 町は、検討委員会において、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。
なお、検討委員会は、平生町地域部活動検討委員会設置要綱にて定める。

イ 地域クラブ活動を立ち上げる際には、町教育委員会、学校、運営団体、実施主体、活動に関わる地域団体等のつなぎ役となるコーディネーターを配置し、地域の状況に即した体制の構築や広域的な調整を担う。また、検討委員会内に組織づくり部会、種目別検討部会を設け、運営団体および実施主体の在り方を検討する。

ウ 町は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育

委員会社会教育課が中心となり、学校教育課と連携を図りながら取組を推進する。また、将来的には、地域の様々な機関・団体との連携も考えられることから、関係機関との情報共有を図る。

エ 町内のスポーツ・文化芸術活動に関わる団体は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

オ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、本町の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制の整備を段階的に進める。

- ① 部活動指導員の休日の単独指導による学校部活動の地域連携を進める。
- ② 町および検討委員会が中心となって運営団体を整備し、スポーツ・文化芸術団体（広域で活動する団体も含む）と連携して、社会体育・教育施設や学校施設、民間施設を活用して行われる地域クラブ活動に、指導者を派遣する。

なお、地域クラブ活動に対する支援を効率的に推進できるよう、地域クラブ活動支援業務を町から運営団体へ委託することも考えられる。

- ③ 種目ごとや志向ごとなど多様な実施主体が運営団体と連携し、社会体育・教育施設や学校施設を活用して多様な活動に親しむ機会を地域クラブ活動とし、生徒を中心とした希望者が参加する。

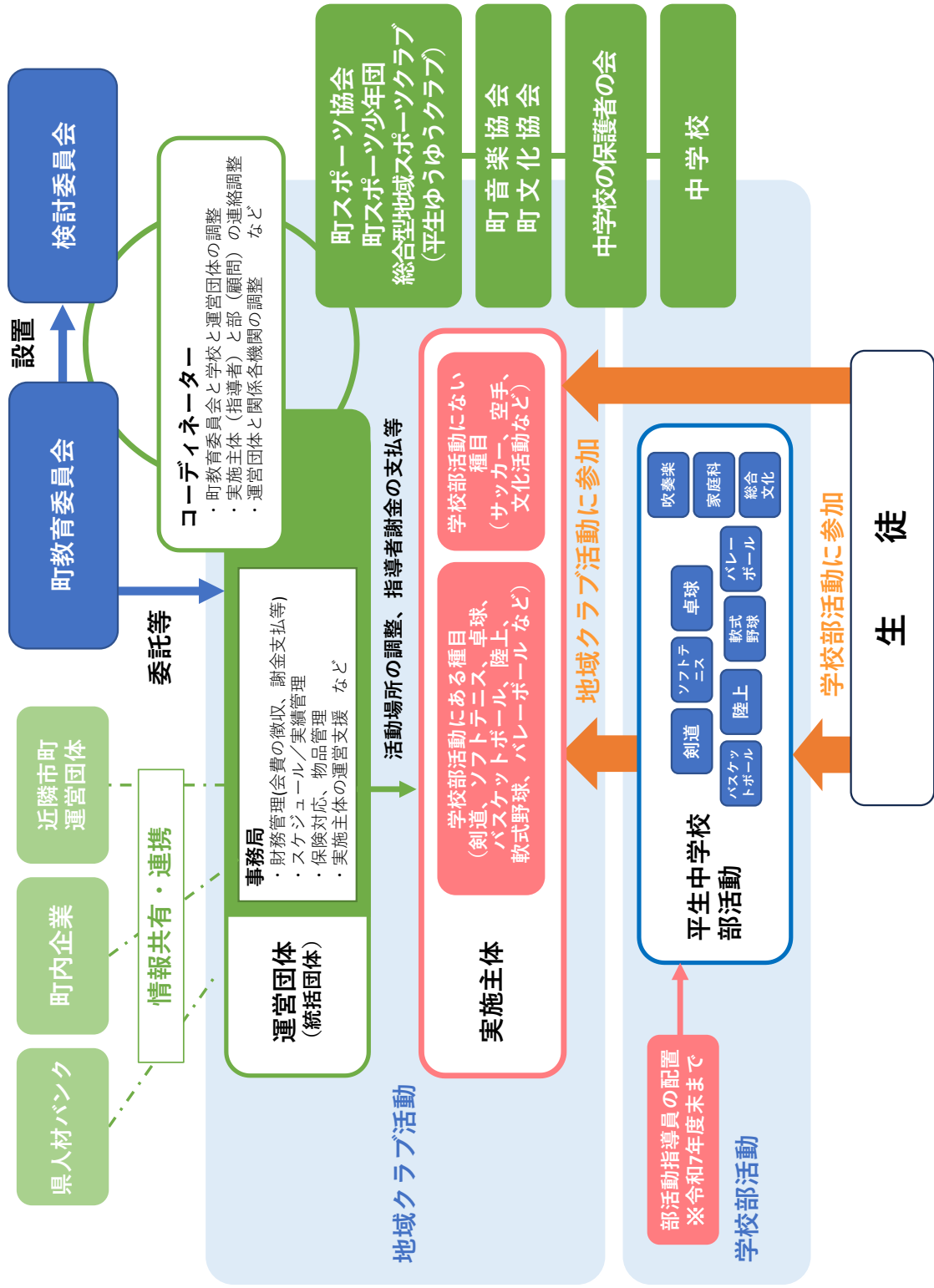
なお、実施主体には、①および②で生徒の指導に関わった指導者が所属する団体等が想定される。

2 町における総合的・計画的な取組

ア 町は、スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 町は、近隣市町と連携してさまざまな種目・分野の活動の場を設定するなど、広域での取組を必要に応じて行う。

○ 新たな地域クラブ活動のイメージ図（令和5年度末時点）



Ⅲ 大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援の検討をする。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

2 大会等への参加の引率について

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。